

避難要領（仮称）
（案）

平成 18 年 1 月

三 重 県

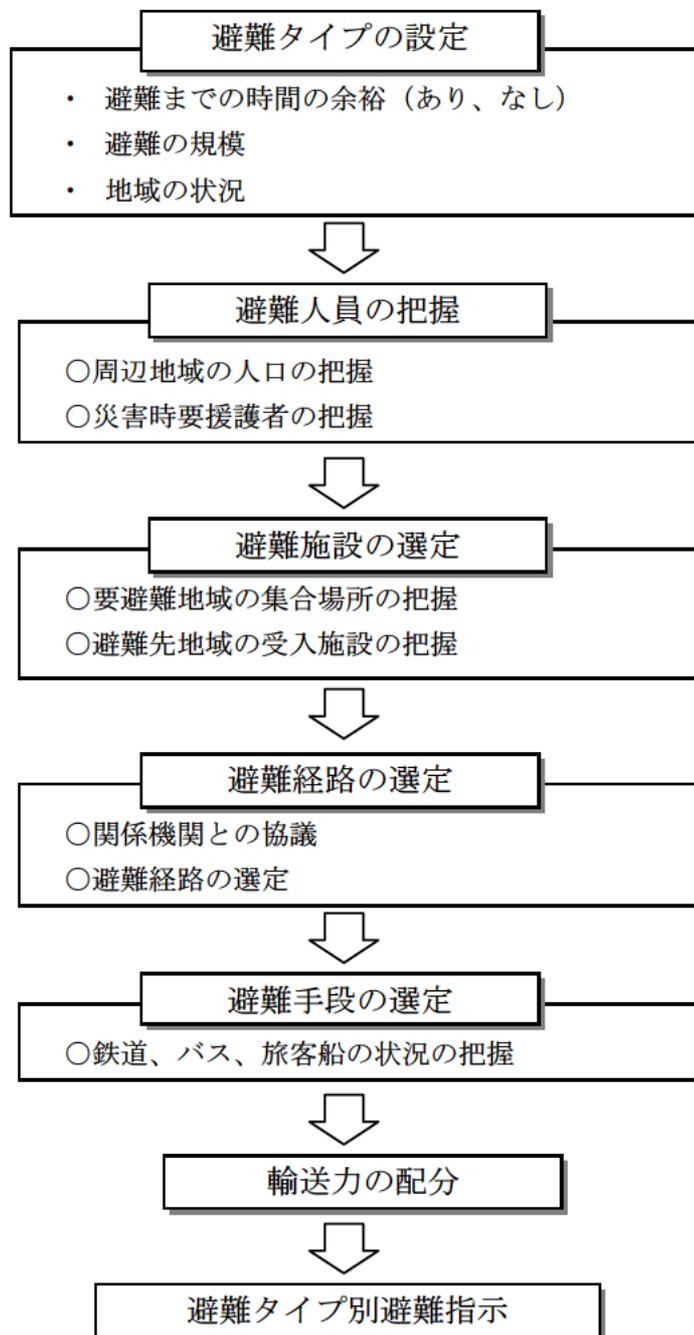
1 避難要領（仮称）の目的

1-1 避難要領（仮称）作成の目的

県は、国から避難措置の指示を受けたときは、国民保護計画に定めるところにより、市町を經由して要避難地域の住民に対し、直ちに避難の指示を行う必要がある。

避難の指示を迅速かつ的確に行うためには、市町別の人口、避難施設等避難に関する基礎情報を把握し、収集及び整理するとともに、地域の特性を考慮した避難方法、避難経路等当該要避難地域の特性に応じた避難タイプ毎の避難の指示を検討しておく必要がある。

「避難要領」（仮称）における「避難の指示」作成までの流れ



1-2 避難措置の指示

国は、住民の避難が必要（屋内への避難含む。）であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県に対し、住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示（避難措置の指示）することとされている。避難措置の指示の内容は次に示すとおりである。

避難措置の指示の内容（国 県）

1	要避難地域：住民の避難が必要な地域（できるだけ市町単位で示される）
2	避難先地域：住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）
3	住民の避難に対して関係機関が講ずべき措置の概要

1-3 避難の指示

県は、国から避難措置の指示を受けたときは、要避難地域の住民に対し、市町の長を経由して、避難すべき旨を指示（避難の指示）する。避難の指示の内容はおおむね次に示すとおりである。

避難の指示の内容（県 市町）

1	要避難地域：国の避難措置の指示で示された地域に近接する地域についても、知事が必要と認めるときは、周辺要避難地域として避難の指示を行う。
2	避難先地域：住民の避難先となる地域（避難先となる地域の市町名を示す）
3	住民の避難に対して関係機関が講ずべき措置の概要：国による措置の内容等
4	主要な避難の経路： <ul style="list-style-type: none">・道路利用の場合は、高速道路、国道及び県道レベルで設定する。・鉄道利用の場合は、乗車駅、利用路線名及び降車駅で設定する。・旅客船利用の場合は、乗船港、航路及び降船港で設定する。 * 国が特定公共施設等の利用指針を定めたときは、その利用指針を踏まえて設定する。
5	避難のための交通手段：運送事業者等の対応可能な輸送方法及び輸送力
6	その他避難の方法：避難開始時刻、避難に伴う交通規制、災害時要援護者への配慮事項及び避難時における注意事項（避難時の服装、自家用車利用の可否等）

2 避難タイプの設定

避難タイプ

国民保護計画の作成において整理した、県内の地理的及び社会的特徴を踏まえて、下記の4つの地域に分類した。

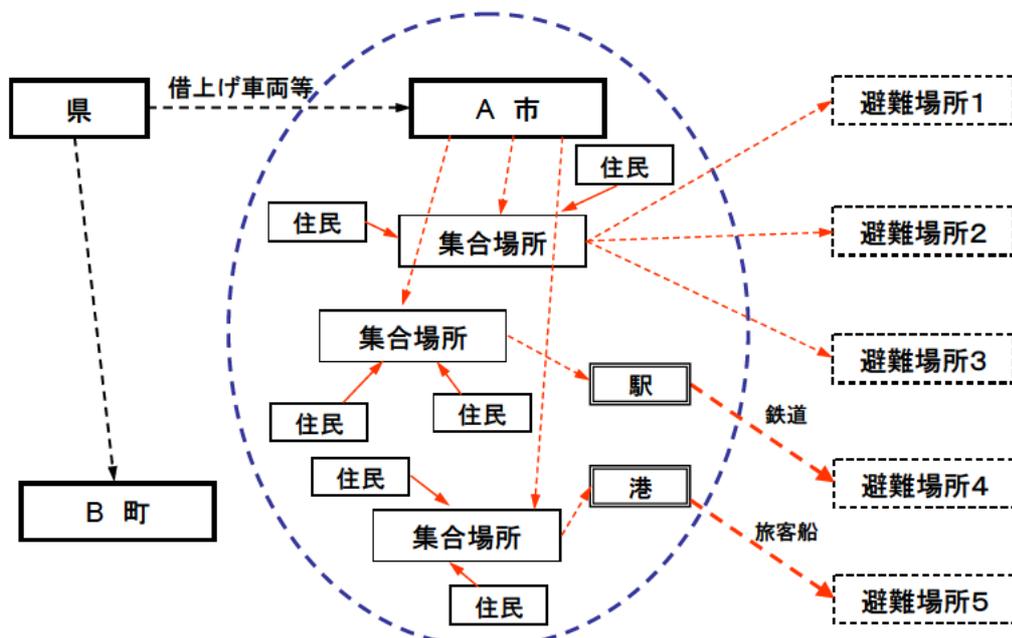
地域	北勢・中勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	東紀州地域
地域の 特徴	伊勢湾に面した伊勢平野に位置する。 行政の中心である津市及び石油コンビナートが立地し県内最大の産業集積地を抱える。 道路網及び鉄道網が発達し利便性が高い。 中部圏に隣接している。	志摩半島に位置し、長いリアス式海岸を持つ。 伊勢神宮、レジャー施設等の観光施設が多くある。 有人島が6島。	布引山地と笠置山地に囲まれた上野盆地に位置する。 関西圏とのつながりが強い。	熊野灘に面した一部の平野部以外は、山間部となっている。 道路網及び鉄道網が限られている。 高齢化率が高い。

避難タイプについては、避難までの時間の余裕と避難の規模に、地域の状況を加味して作成すると、次のタイプが考えられる。

避難地域 \ 時間の余裕の有無	○時間に余裕がある場合	○時間に余裕がない場合
<北勢・中勢地域>	タイプ-1	タイプ-5
<伊勢志摩地域>	タイプ-2	
<伊賀地域>	タイプ-3	
<東紀州地域>	タイプ-4	

避難のイメージ

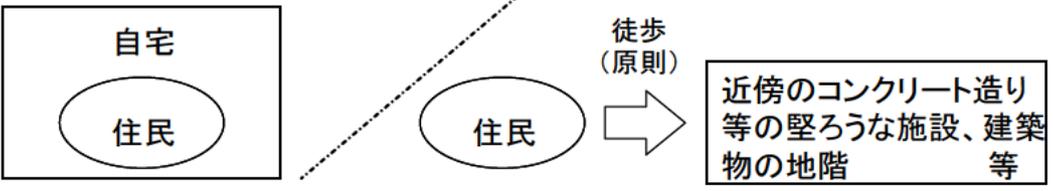
住民の避難の基本的な考え方は以下のイメージとする。



住民の避難の基本的な考え方

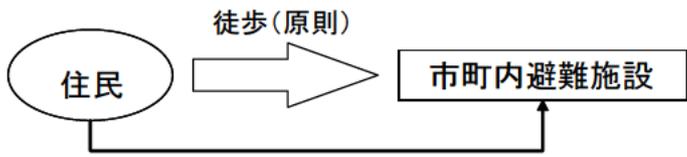
屋内避難

避難方法： 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況によっては、他の安全な地域に避難する。



市町内避難

避難方法： 徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難に限り、バス等の借上げ車輛（登録自家用車を含む。）及び公用車（これら車輛を以下「借上げ車輛等」という。）を補完的に使用する。



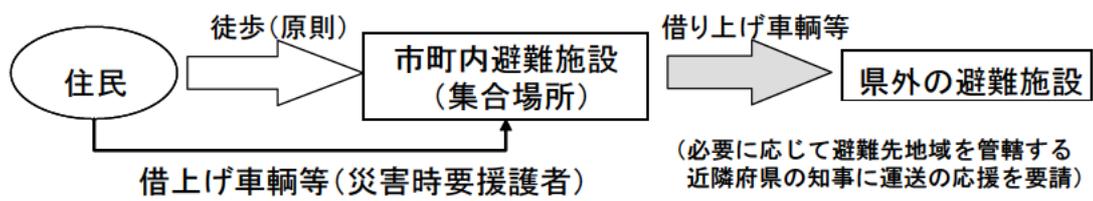
県内避難

避難方法： 市町内避難施設への避難は市町避難のとおり
市町内避難施設から県内の避難施設へは、借上げ車輛等を使用する。



県外避難

避難方法： 市町内避難施設への避難は市町避難のとおり
市町内避難施設から県外の避難施設へは、借上げ車輛等を使用する。



3 「避難の指示」の作成

3-1 避難要領（仮称）の構成

1 避難人員の把握

要避難地域の避難人口を把握し、必要な避難所及び避難手段の選定の基礎資料とする。

1-1 周辺地域の人口の把握

(1) 昼間・夜間人口

要避難地域における地域内の人口を把握する。

(2) 大規模集客施設等の利用者及び滞在者

要避難地域内の大規模集客施設における買物客、利用者及び滞在者の数を把握する。

1-2 災害時要援護者の把握

要避難地域の武力攻撃災害時に援護が必要となる災害時要援護者数を把握する。

(1) 障害者及び要介護認定の高齢者の人員

要避難地域における障害者及び要介護認定の高齢者の人数を把握する。

(2) 入院患者、入所者等の把握

要避難地域内の医療施設、介護施設、福祉施設等における入院患者及び入所者等の人数を把握する。

(3) 外国人（国籍別外国人数）

要避難地域における外国人の数を把握する。

2 避難施設の選定

避難施設のデータベースを基に、上記の避難人員を勘案して避難施設を選定する。

2-1 要避難地域の集合場所の把握

避難に当たっては原則として一旦集合場所に集まり、それぞれの避難先に移動するため、集合場所の位置及び収容可能人員を把握する。

2-2 避難先地域の受入施設の把握

避難先地域の市町において、避難人員を収容可能な避難施設を把握する。

避難後の避難者に対する救援を行うに当たって必要となる、避難施設の状況を把握する。

(1) 施設数及び収容可能人員

(2) 避難施設の特徴、広さ等

(3) 避難施設の状態（整備されている設備及び整備すべき設備）

2-3 災害時要援護者の受入可能な施設の把握

避難先地域において、災害時要援護者を受け入れることが可能となる医療施設、介護施設、福祉施設等を市町別に把握する。

2-4 避難先地域の指定

要避難地域の避難人員を避難先地域の市町単位で割り当てるため、避難先の各市町における避難施設の状況を確認する。

2-5 備蓄物資の把握

避難人員に対して、避難先地域における備蓄物資が十分であるか確認する。

また、避難先地域のみでは物資が不足する場合は、その周辺地域の備蓄物資においても把握する。

さらに、避難経路となる市町において備蓄している物資を把握する。

- (1) 避難先地域の備蓄物資の数量、種類等
- (2) 避難先周辺地域の備蓄物資の数量、種類等
- (3) 避難誘導時の食糧等

3 避難経路の選定

避難経路の選定においては、武力攻撃に対する侵害排除、対処措置に係わるため、自衛隊、警察等関係機関と協議する。

避難経路は単一路線とせず、可能な限り複数路線を選定し、臨機応変な対応を可能とする。

避難経路の選定に従い、経路周辺の交通規制及び警備・誘導體制を検討し、避難経路の機能を確保する。

3-1 関係機関との協議

- (1) 自衛隊：道路利用指針による調整

防衛作戦情報との整合（避難経路とする路線が自衛隊の使用する路線と重複しないよう、路線及び利用時間を把握し、整合）を図る。

- (2) 道路管理者：避難路の選定及び交通規制
- (3) 県警察：交通規制及び警備・誘導體制
- (4) 海上保安部：航路の選定

避難経路の対象となる路線について、道路管理者及び警察署へ交通状況、被害状況等の確認を行う。

海上輸送については、海上保安部へ港湾、航路等の状況確認を行う。

3-2 避難経路の選定

関係機関との協議を踏まえ、避難施設までの安全で確実な避難経路等を選定する。

- (1) 集合場所から避難先地域及び避難場所までの経路
- (2) 集合場所から鉄道駅までの経路
- (3) 集合場所から港までの経路

4 避難手段の選定

4-1 バスの状況の把握

避難人員及び避難施設を勘案し、要避難地域におけるバス営業所又は車両基地を選定し、車両数及び輸送可能人員を把握する。

- (1) 要避難地域又は周辺の営業所及び車両基地の把握
- (2) 対応可能な輸送車両及び輸送人員
- (3) 運送に要する時間、使用可能開始時期等

4-2 鉄道の状況の把握

避難人員及び避難先市町を勘案し、避難手段として利用可能な鉄道路線を選定し、当該路線での輸送可能人員を把握する。

- (1) 対応可能な輸送車両及び輸送人員
- (2) 要避難地域及び避難先地域の駅の状況
- (3) 運送に要する時間、使用可能開始時期等

4-3 旅客船の状況の把握

離島における避難又は海上輸送の考えられる港湾において、利用可能な旅客船の隻数及び旅客輸送人員を把握する。

- (1) 要避難地域及び避難先地域の港の状況
- (2) 対応可能な旅客船及び旅客人員
- (3) 運送に要する時間及び使用可能開始時期

4-4 避難手段の選定

各避難手段の状況に応じ、利用する避難手段及びその振り分けを行う。

- (1) 各避難手段への避難住民の振り分け
- (2) 要援護者の運送手段
- (3) 自家用車両の使用地域の指定

5 輸送力の配分

輸送力の配分は、使用可能車両数等に基づき、避難人員、避難先、避難経路及び避難手段を勘案して行う。

6 避難タイプ別避難指示

避難要領（仮称）では、避難タイプ別に「避難の指示」の参考例を作成する。

3-2 「避難の指示」作成に当たっての各地域の特徴と留意点

	北勢・中勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	東紀州地域	全地域対象
1 避難人員の把握					
1-1 周辺地域の人口の把握	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内人口は、約 131 万人で大半の都市が属する。 ・昼間人口は四日市市、津市等の都市部では増加する。 ・四日市市には、大規模なショッピングセンターが多く、鈴鹿サーキット(鈴鹿市)長島スパランド(桑名市)等の利用者が一時的に集中する施設が立地。 	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内人口は、約 26 万人。 ・伊勢神宮、鳥羽水族館等のレジャー施設、志摩スペイン村等のテーマパーク等の観光施設が多く立地し、外国人を含む観光客が多い。 	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内人口は、約 18 万人。 ・通勤及び通学の人々の移動は関西圏とのつながりが強い。 ・大山田温泉、伊賀流忍者博物館等の観光施設が立地し、観光客が多い。 	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内人口は、約 9 万人。 ・昼間人口は若干減少しているものの、ほぼ夜間人口と同程度である。 ・一時的に利用者や観光客が多く集まる大規模集客施設の立地は少ない。 	-
	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部への通勤及び通学者の流出が多いことから、避難の指示に当たっては、避難誘導に当たる職員の十分な確保等に配慮する必要がある。 ・大規模集客施設が立地している地域では、現地状況に不案内な利用者が多数いることが予想されることから、避難指示の伝達及び避難誘導の方法に配慮する必要がある。 	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部への通勤及び通学者の流出が多いことから、避難の指示に当たっては、避難誘導に当たる職員の十分な確保等に配慮する必要がある。 ・大規模集客施設が立地している地域では、現地状況に不案内な利用者が多数いることが予想されることから、避難指示の伝達及び避難誘導の方法に配慮する必要がある。 ・集落が分散し、集合場所までの距離が遠く、徒歩による集合に時間がかかる地区では、集合方法に配慮する必要がある。 		<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落が散在し、人口密度が少ない地域が多い。よって、集合場所までの距離が遠く、徒歩による集合に時間がかかることから、自家用車両を使用する地区を検討することが必要。 	-
1-2 災害時要援護者の把握	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四日市市、津市等の都市部に、外国人登録者数が多い。 	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録者数は少ないものの、短期滞在の観光客等の外国人数も多い。 	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人数登録者数は少ないが、伊賀市には特定の国籍の外国人の集中がみられる。 	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、高齢化率が高く、特に尾鷲市、熊野市では 30% を超える。 ・外国人数は少ない地域である。 	-
	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者及び要介護認定の高齢者が多い地域については、避難の際に借上げ車両の手配及び自家用車両の使用を考慮する必要がある。 ・外国人の多い地区については、対応する言語が異なるため、情報の伝達、避難誘導の配慮、通訳者の手配等といった対応に考慮する必要がある。 				
2 避難施設の設定					
2-1 要避難地域の集合場所の把握	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合場所の指定は、実質的に把握している市町が避難実施要領の中で設定する。 ・夜間は自治会の実施単位が基本となるが、昼間においては学校及び事務所ごとの避難に留意する必要がある。 				<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難までの時間に余裕がない場合は、住民は屋内に避難することが基本となる。警報の発令とともに、以下の方法で避難を行う。
2-2 避難先地域の受入施設の把握	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域は名古屋市等の中部圏との交通網が整備されているため、平素から隣接県と情報交換をする必要がある。 		<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地域は関西圏とのつながりが強いいため、平素から隣接等府県と情報交換をする必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに近傍の堅牢な建築物に避難。 ・車両内に在る者は、車両を道路外の場所に止める。 ・外出先の者は、近傍の建物に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。
2-3 災害時要援護者の受入可能な施設の把握	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の受入可能な施設は、十分な処置等が可能な施設を選定する。 				
2-4 避難先地域の指定	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域は名古屋市等の中部圏との交通網が整備されているため、当該地域との連携を考慮する。 		<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、関西圏とのつながりが強いいため、当該地域との連携を考慮する。 		

	北勢・中勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	東紀州地域	全地域対象
3 避難経路の選定					
3-2 避難経路の選定	-	(特 徴) ・本地域にある6つの離島の島民、観光客の避難は、海上輸送を確保する。	-	(特 徴) ・避難経路は複数設定することが望ましいが、本地域では選択する経路が少ないことから、海上輸送も活用する。	-
4 避難手段の選定					
4-1 バスの状況の把握	(特 徴) ・本地域には営業所及び車両基地が多数立地している。また、路線バス等を活用することにより、多数の運送量を確保できる。	(特 徴) ・比較的、営業所及び車両基地が多数立地している。 ・大規模集客施設等に観光バス、自家用車両で来訪している利用者は、当該車両を避難に用いることも考慮する。	(特 徴) ・比較的、営業所及び車両基地の立地が少ない。 ・輸送能力が小さいことから、他地域からの配車のための時間を考慮する。	(特 徴) ・比較的、営業所及び車両基地が少ない。 ・確保可能な車両数及び輸送人員を確認する。営業所及び車両基地の所在地が限られるため、集合場所への配車時間を十分に考慮する。	-
4-2 鉄道の状況の把握	(特 徴) ・鉄道網が発達しており、路線数及び駅数も多数あり、鉄道による運送が確保できる。	(特 徴) ・比較的、鉄道網が発達しており、路線数及び駅数も多数あり、鉄道による運送が確保できる。	(特 徴) ・比較的、鉄道網が発達しており、路線数及び駅数も複数あり、鉄道による運送が確保できる。	(特 徴) ・鉄道はJR紀勢本線のみであり、多くの運送人員の確保は困難である。	-
4-3 旅客船の状況の把握	-	(特 徴) ・離島の島民及び観光客の避難には、海上輸送を確保する。	-	(特 徴) ・本地域は、道路網や鉄道の状況から、海上輸送も検討する。 (利用可能な船舶及び利用する港の調査を進めて具体の検討を行う)	-
4-4 避難手段の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者及び入所者の搬送は、健康状態を考え、借上げ車両の手配及び自家用車両の使用を考慮する必要がある。 ・要援護者の運送に当たっては、借上げバス及び公用車により、要援護施設を巡回すること等を検討する必要もある。 ・北勢・中勢地域、伊勢志摩地域及び伊賀地域においては、自家用車両は原則として使用しない。 				-